

市町村のまちづくりに関する企画から調査設計・建設、さらに施設の管理までの業務を公社に一括（パッケージ型）お任せください。

例えば、人口減少対策として若者世帯・子育て世帯のための宅地・住宅整備や移住促進事業、また、急増する空き家の活用・除去の推進など。

<p>事業フロー</p>	
<p>公社の 支援事業 メニュー</p>	
<p>業務 内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業を始める際の事前準備等について相談できます。</li> <li>具体的には開発に関するニーズ調査や概算事業費、スケジュール等があります。また、先進事例などの紹介も可能です。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業の実施に向けて行う調査（地形や地盤の状況、土地所有者などの把握等）を公社が行います。</li> <li>上記の調査をもとに、専門の技術者が施設の建設や改修等の設計も行います。</li> <li>調査及び設計を進めるにあたっては、市町村と一緒に対応していきます。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>公社が市町村に代わって工事を発注し工事監理も行います。この際に『公社立替施行制度』を活用いただけます。</li> </ul> <p><b>「公社立替施行制度」とは</b></p> <p>公社が市町村に代わり、発注（設計書や図面の作成、業者選定、入札執行等）から工事監理、引渡し、支払い事務まで一貫して行う制度です。また、事業費については公社が立替え完成後、市町村が割賦により償還します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建物が完成した後に、建物の維持管理や入居者の管理など総合的な管理を公社に委託できます。</li> <li>主な業務内容             <ul style="list-style-type: none"> <li>①入居募集に関する事務</li> <li>②入居および退去手続き</li> <li>③収入認定および家賃収納等の事務</li> <li>④施設の点検および維持管理など</li> </ul> </li> </ul>
<p>公社の 受託形態</p>	<p>＜市町村の要望に応じて、各種業務を組合せて受託することができます＞</p> <p>Case.1 必要に応じ個別に受託</p> <p>Case.2 相談・協議など</p> <p>Case.3</p> <p>Case.4</p>
<p>制度 活用の メリット</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 事業をパッケージで実施することで「事業期間の短縮」「事業費の縮減」「事業の効率化」が図れます。</li> <li>② 公社が事業全体をコーディネートすることにより、市町村の事務量を低減できます。</li> <li>③ 公社立替施行制度の活用により、起債（縁故債）より低い利率で償還となり、財政の軽減と平準化が図られます。</li> </ol>